



クライミング
愛好者向け

～日山協山岳共済会会員様限定～ 「山岳保険」のおすすめ

《団体総合生活補償保険(標準型)》

約46%
割引!!



主な補償内容

- ・スポーツクライミングコースは、パンフレット記載のハイキングコースの保険金額を、スポーツクライミングご愛好の方向けに変更したものです。補償内容等の詳細は、ハイキングコースについてのご案内をご覧ください。
- ・スポーツクライミングは、本コースで補償対象となります。
- ・その他軽登山等をしている間に急激かつ偶然な外来の事故により遭難し、救済者費用が発生した場合等
なお、クライミング中だけでなく、日常生活や業務中に起こった傷害事故も補償の対象となります。

ご加入条件

この保険は日山協山岳共済会が保険契約者となる団体契約です。会員は毎年、年会費が必要です。*
お申込人および被保険者(補償の対象者)となれる方は、日山協山岳共済会の会員のみとなります。
*詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご覧ください。



スポーツクライミングコース(*1)

本コースは、クライミング(*1)愛好者向けのコースです。
この機会のご加入を是非ともご検討ください。
年間を通じて、各大会に参加される方には便利な保険です。

＜職種級別A＞ この保険はご加入者さまのご職業により保険料が異なります。詳細はパンフレットをご覧ください。

保険金額	スポーツクライミングコース	
	GL1	GL3
タイプ名		
傷害死亡・後遺障害(*2)	220万円	220万円
救済者費用	300万円	300万円
個人賠償責任	1億円	なし
傷害入院保険金日額	2,000円	2,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。	
傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円
年払保険料	4,190円	3,540円

(*1) スポーツクライミングは、本コースで補償対象となります。

・ボルダリング(下に衝撃吸収マットを敷いた高さ3～4メートル程度の石垣や露岩、人工壁を、プロテクションを使わずに手足のみで登るものをいいます。)

・屋内施設でのクライミング ・屋外の人工壁におけるクライミング(ただし、安全確保のためのロープを使用するものに限りです。)

(*2) 傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

お手続き方法等、詳しくはパンフレットをご請求のうえ、ご確認ください。

- 複数タイプのお申込みはできません。全ての加入タイプのうちいずれか一つのみご選択ください。
- 保険期間は2019年4月1日～2020年4月1日までの1年間です。毎月、パンフレット掲載の所定の日付での中途加入も受け付けております。**
- このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット「山岳保険のご案内」をご覧ください。
(パンフレットは日山協山岳共済会山岳共済事務センターまでご請求ください。)

お問い合わせ及びパンフレット請求先: 日山協山岳共済会山岳共済事務センター

月～金 10:00～17:00(土・日・祝祭日除く)
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707
電話 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397
Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp
ホームページ <https://sangakukyousai.com>

保険契約者: 日山協山岳共済会

取扱代理店: 瀬田工業有限会社
電話 03-3983-8702
引受保険会社: 三井住友海上火災保険株式会社

<職種級別B> この保険はご加入者さまのご職業により保険料が異なります。詳細はパンフレットをご覧ください。

保険金額 タイプ名	スポーツクライミングコース	
	CL2	CL4
傷害死亡・後遺障害 ^(*2)	220万円	220万円
救援者費用	300万円	300万円
個人賠償責任	1億円	なし
傷害入院保険金日額	2,000円	2,000円
傷害手術保険金	入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、 それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。	
傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円
年払保険料	5,410円	4,760円

(*2) 傷害後遺障害保険金は、傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

中途加入の方(補償開始日が4月1日以外の方)の保険料

補償開始月 タイプ名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
CL1 <職業級別A>	4,190円	3,850円	3,490円	3,150円	2,780円	2,440円	2,110円	1,750円	1,410円	日山協山岳共済会山岳 共済事務センターまで お問い合わせください。		
CL3 <職業級別A>	3,540円	3,250円	2,950円	2,660円	2,350円	2,060円	1,780円	1,480円	1,190円			
CL2 <職業級別B>	5,410円	4,970円	4,500円	4,070円	3,600円	3,160円	2,720円	2,260円	1,810円			
CL4 <職業級別B>	4,760円	4,370円	3,960円	3,580円	3,170円	2,780円	2,390円	1,990円	1,590円			

中途加入について

中途加入も可能です。1日から補償開始する場合の加入締切日はその前月の20日、15日から補償開始する場合の加入締切日は当月の5日とさせていただきます。締切日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日まで受付いたします。

例) 7月1日午前0時から加入したい場合、6月20日が締切です。

7月15日午前0時から加入したい場合、7月5日が締切です。

※上記の場合、**いずれも7月加入**となり、**保険料は同額**です。

日山協山岳共済会共済事務センターにご加入のお申し込みをされ、振込を確認出来た方に限り、2020年4月1日午後4時まで保険が有効となります。

<中途加入の考え方>

締切日	補償期間
① 20日	翌月1日午前0時～2020年4月1日午後4時まで
② 5日	当月15日午前0時～2020年4月1日午後4時まで

ホームページをご活用ください。

日山協山岳共済会山岳共済事務センターのホームページからも、日山協山岳共済会へのご入会、資料請求が可能です。
ホームページ <https://sangakukyousai.com>

